

立コミ本第15号

2021年4月26日

唐津市長  
峰達郎様

九州電力株式会社  
代表取締役 池辺和弘  
社長執行役員

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の  
基準に関する規則の解釈等の一部改正に係る対応について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

かねてから当社事業につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、原子力規制委員会から「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に係る対応について（指示）（原規規発第210426号 令和3年4月26日）」に基づき、改正後の解釈を適用した基準地震動の評価について指示がありました。

評価の結果、新たに評価した地震動は現行の基準地震動を下回ることから、2021年4月26日、基準地震動の変更が不要であることを説明する文書を原子力規制委員会へ提出しました。

つきましては、「唐津市域の安全確保に関する協定書」第3条に基づき、別紙のとおりご連絡申し上げます。

今後とも、一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具



## 玄海原子力発電所における地震動評価の概要

玄海原子力発電所の耐震評価に用いる基準地震動は、発電所周辺の活断層調査結果を基に発電所毎に策定する「震源を特定して策定する地震動」と、活断層調査を実施しても震源と活断層の関連付けが困難な過去の地震の観測記録を基に策定する「震源を特定せず策定する地震動」により策定しています。

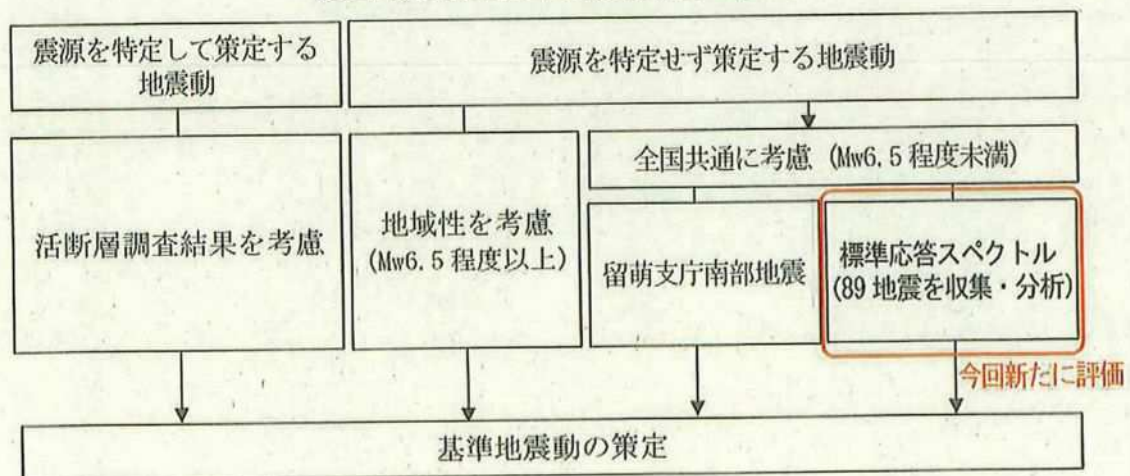
このうち、「震源を特定せず策定する地震動」は、地震の規模に応じて「地域性を考慮すべき地震動」と「全国共通に考慮すべき地震動」を策定しており、「全国共通に考慮すべき地震動」については、国の基準に示すマグニチュード (Mw) 6.5 未満の 14 地震について、発電所への影響が大きく、かつ、精度の高い地盤データが得られた留萌支庁南部地震を基に策定していました。

今回、原子力規制委員会において、過去に発生した 89 地震の観測記録を収集・分析し、全国共通に考慮すべき地震動 (標準応答スペクトル) が策定されました。

これにより、「全国共通に考慮すべき地震動」について、これまでの留萌支庁南部地震を基に策定していた地震動に加え、標準応答スペクトルを用いた地震動の評価が求められています。

このため、当社は、「標準応答スペクトル」を用いて玄海原子力発電所の地盤特性を考慮した地震動を評価しました。

【基準改正後の基準地震動策定の流れ】



## 玄海原子力発電所における地震動の評価結果

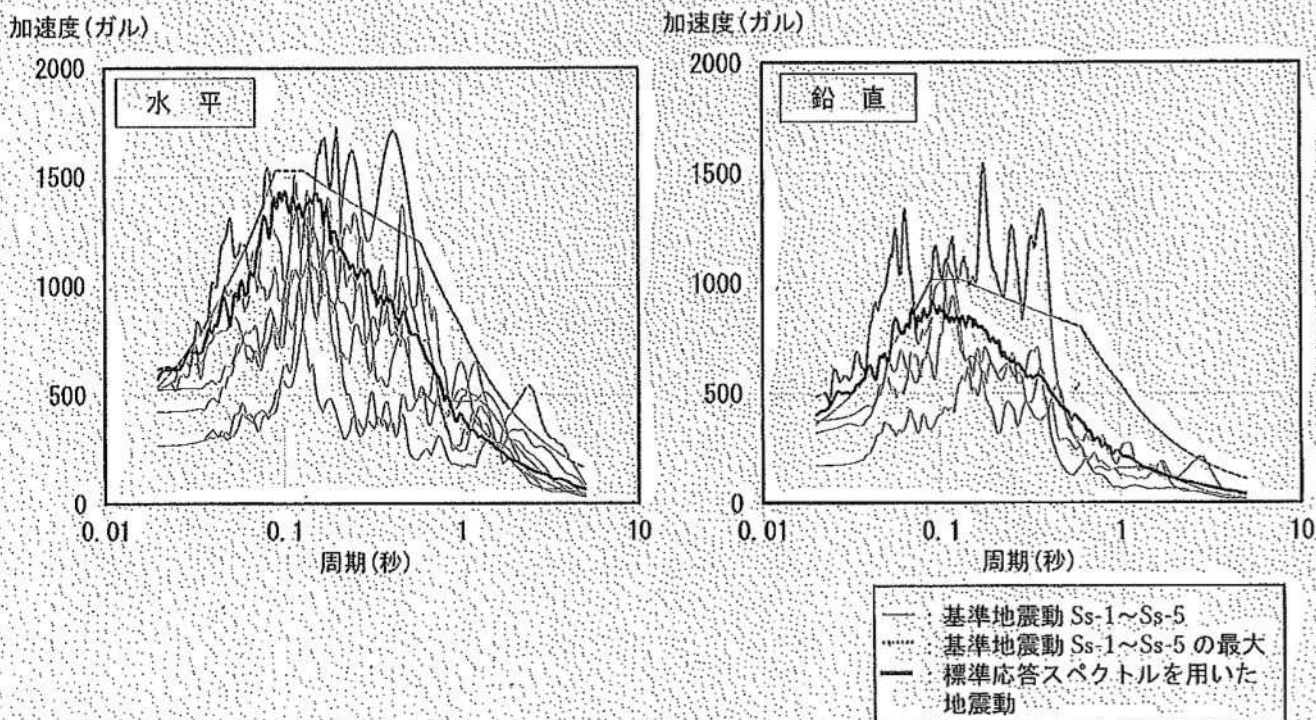
標準応答スペクトルを用いて新たに策定した地震動は、現行の基準地震動 (Ss-1~Ss-5) を下回ることを確認しました。

### 【地震動の最大加速度】

地震動		最大加速度(ガル)	
		水平方向	鉛直方向
震源を特定して策定する地震動	基準地震動 Ss-1	540	360
	基準地震動 Ss-2	268	172
	基準地震動 Ss-3	524	372
震源を特定せず策定する地震動	基準地震動 Ss-4 (留萌支庁南部地震)	<u>620</u>	320
	基準地震動 Ss-5 (鳥取県西部地震)	531	<u>485</u>
標準応答スペクトルを用いた地震動		577	403

下線部：Ss-1~Ss-5の最大値

### 【地震動の応答特性】



添付資料：九州電力株式会社 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルを考慮した地震動の確認結果

以上